

# 「(地震・津波等)災害により滅失・毀損したクリーニングの 預かり品の損害賠償等に関する法的取扱いについて」

厚生労働省健康局生活衛生課

## 1. クリーニング業務の法的性格

クリーニング業は、利用者から洗濯物を預かり、これを洗濯して利用者  
に返却し、クリーニングサービスに対する料金を受け取することを業務とし  
ていること。

したがって、クリーニング業務は、クリーニング処理を行う請負契約と、  
洗濯物を預り、利用者に返却する寄託契約の混合契約と考えられること。

## 2. 預り品の損害賠償について

地震、豪雨災害等、クリーニング所の責めに帰すことのできない事由に  
より、預かり品が滅失・毀損し、洗濯物を利用者に返すことができなくな  
った場合、民法に基づき、クリーニング所は預り品の損害を賠償する必要  
はないこと。

ただし、保険等により滅失・毀損した洗濯物につきクリーニング所が補  
償を得ているときは、利用者はその代償の譲渡を請求することができるこ  
と。

## 3. クリーニング料金の取扱いについて

### (1) 通常の場合

クリーニング所は洗濯物の返還義務を免れるが、この場合、返還義務を  
免れたクリーニング所は、反対給付(クリーニング料金)を受ける権利を失  
うこと。

また、既に料金を受領しているときは、返還しなければならないこと。

(2) 引取りを催告したにもかかわらず利用者が受取りにこなかった洗濯  
物が滅失・毀損した場合クリーニング所は、預り品が滅失した場合は全く  
債務の履行義務を免れ、毀損した場合は、毀損したものを返還すれば足り  
ること。

一方、利用者はクリーニング料金を支払う必要があること。

## 4. その他

利用者の感情等に配慮し、円満に解決するよう心がけることが重要であ  
ること。